

訓練2 航行する水域における適用法令

- 02-01 海上衝突予防法
- 02-02 港則法
- 02-03 海上交通安全法
- 02-04 河川法及び地方自治体での関係条例等
- 02-05 船員法
- 02-06 船舶職員及び小型船舶操縦者法

※ 訓練2の内容については、下記資料を引用、参考しています。
「概説 海事法規(改訂版)」(神戸大学海事科学研究科海事法規研究会編著)
「小型船舶操縦士 学科教本 I」(一般財団法人 日本船舶職員養成協会)

訓練2

航行する水域における適用法令

訓練の対象者 本項目の訓練対象者は、船長候補、甲板員候補です。



船長候補



甲板員候補

訓練の概要 訓練内容は、下記の6つです。

02-01 海上衝突予防法

- ① 海上衝突予防法とは
- ② 海上衝突予防法の適用水域
- ③ 海上衝突予防法の適用対象
- ④ 航法
- ⑤ 灯火及び形象物
- ⑥ 音響信号及び発光信号

02-02 港則法

- ① 港則法とは
- ② 港内の一般的な航法
- ③ 港内での義務

02-03 海上交通安全法

- ① 海上交通安全法とは
- ② 適用海域と航路
- ③ 航路における航法
- ④ 適用海域における船舶の灯火と標識

02-04 河川法及び地方自治体での関係条例等

- ① 河川法とは
- ② 地方自治体での関係条例等を理解する

02-05 船員法

- ① 船員法とは
- ② 船員法の適用船舶
- ③ 船長の権限と義務

02-06 船舶職員及び小型船舶操縦者法

- ① 船舶職員及び小型船舶操縦者法とは
- ② 船舶職員及び小型船舶操縦者法における船長の遵守事項

訓練の振り返り

訓練が全て終わりましたら、振り返りをしましょう。
理解不足や不安な点があれば指導者に確認しましょう。

02-01 海上衝突予防法

① 海上衝突予防法とは

海上衝突予防法は、船舶の守るべき航法、表示すべき灯火や形象物、行すべき信号などが定められ、海上における船舶の衝突を予防し、船舶交通の安全を図るために定められた法律です。



調べよう

海上衝突予防法を調べてみよう。

海上衝突予防法はこちらから

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=352AC0000000062>



② 海上衝突予防法の適用水域

海上衝突予防法は、航洋船(※)のできる海洋及びこれと接続する水域において適用されます。したがって、海洋はもちろん、河川、湖沼等であっても、航洋船が海洋から連続して航行できる水域である限りは、海上衝突予防法の適用があります。

しかし、東京湾等の船舶の輻輳(ふくそう)する海域については、海上交通安全法、港域においては港則法によってそれぞれ特例が定められています。

※ 航洋船とは、相当距離の沖合まで常態的に航行できる船舶を指し、ろかい船のような軽舟は含みません。
また、海洋とは公海のみに限りません。

③ 海上衝突予防法の適用対象

海上衝突予防法は、②で述べた適用水域の水上にあるすべての船舶について適用されます。したがって、航洋船か否かの判断は、適用水域の判断にのみ用いられ、本法の適用される水域となれば、船の大きさ、公船、私船の区別なく適用されます。

④ 航法

船舶は、視界がどのような状態であっても、航行中は次の航法を守らなければなりません。ここで航行中とは、船舶が錨泊あるいは陸岸の係留しておらず、また乗り揚げていない状態を言います。



確認
しよう

ここからは、海上衝突予防法について事業用船舶の特性・設備、運航水域の特性を踏まえて確認していきましょう。

■ (1) 見張り(予防法5条)

船舶は、常時適切な見張りをしなければなりません。手段としては、視覚、聴覚及びそのときの状況に適した他のすべての方法(レーダー等)を用いるべきとされています。



◀ レーダー確認の例

常に本船の周囲を警戒し、視覚、聴覚を使って見張りを実施します。

また、レーダー等を使用して、周囲の船舶の状況を常に確認します。

小型船舶操縦士免許取得時に、既に各種法令、規則について学習しています。
なぜ特定教育訓練の項目にあるのですか？

▶▶▶ 「事業用船舶、運航水域であればどうか？」を基に確認してほしいからです。

「訓練2 運航水域における規則」では、海上衝突予防法や港則法、海上交通安全法など、小型船舶操縦士免許取得時に、既に学習している内容が多くあります。

では、なぜ「小型旅客船の乗組員に対する特定教育訓練」の訓練項目に訓練2が含まれているのでしょうか？

ここで一つの例として、海上衝突予防法では、「見張り(予防法5条)」の手段としては、視覚、聴覚及びそのときの状況に適した他のすべての方法(レーダー等)を用いるべきとされています。

では、実際の事業用船舶を踏まえて考えてみましょう。事業用船舶にレーダーは搭載されていますか？搭載されているとすれば、見張り業務に活用されていますか？もしレーダーが搭載されていない場合、どのような手段で周囲の船舶の航行状況を確認していますか？

各種法令は既に学習してありますが、さらにその先である、「事業用船舶、運航水域であればどうか？」を確認して欲しい、そのような意図があり、訓練項目に入っています。

■ (2) 安全な速力(予防法6条)

船舶は、他の船舶との衝突を回避するため、適切かつ有効な動作を取ること、または、適切な距離で停止できるように常時「安全な速力」で航行しましょう。

「安全な速力」の決定に当たっては、下記を考慮して決定します。

1. 視界の状態
2. 船舶交通の輻輳(ふくそう)の状況
3. 自船の停止距離、旋回性能その他の操縦性能
4. 夜間における陸岸の灯火、自船の灯火の反射等による投光の存在
5. 風、海面及び海潮流の状態並びに航路障害物に接近した状態
6. 自船の喫水と水深との関係
7. 自船のレーダーの特性、性能及び探知能力の限界
8. 使用しているレーダーのレンジ(範囲)による制約
9. 水象・気象その他の干渉原因がレーダーによる探知に与える影響
10. 適切なレーダーレンジでレーダーを使用する場合においても小型船舶及び氷塊その他漂流物を探知することができないときがあること
11. レーダーにより探知した船舶の数、位置及び動向
12. 自船と付近にある船舶、その他の物件との距離をレーダーで測定することにより、視界の状態を正確に把握することが出来る場合があること

訓練10「離着桟、操船」にて、事業用船舶の特性についての訓練があります。

▶▶▶ 「安全な速力」については、事業用船舶の特性を踏まえて確認しましょう。

■ (3) 衝突のおそれ(予防法7条)

船舶は、他の船舶と「衝突するおそれ」があるかどうかを判断するため、そのときの状況に適したすべての手段を用いなければなりません。

1. 接近してくる他の船舶のコンパス方位に明確な変化が認められない場合は、これと衝突するおそれがあると判断しなければなりません。船首や窓枠など船体の一部と他船との見通し位置の変化からも判断が出来ます。
2. コンパス方位が明確に変化している場合であっても、大型船舶や曳航作業に従事している船舶に接近し、または近距離で他の船舶に接近するときは、これと衝突するおそれがある事を考慮しなければなりません。
3. レーダーを使用している船舶は、他の船舶と衝突するおそれがあることを早期に知るために、長距離レンジによる走査や探知した物標のプロットングその他の系統的な観察を行うなど、レーダーを適切に用いなければなりません。
4. 船舶は、不十分なレーダー情報、その他の不十分な情報に基づいて、他の船舶と衝突するおそれがあるかどうかを判断してはいけません。
5. 他の船舶と衝突のおそれがあるかどうか判断できないときは、これと衝突するおそれがあると判断しなくてはなりません。



確認
しよう

衝突のおそれがあるかどうかの判断方法を確認しよう。

■ (4) 衝突を避けるための動作(予防法8条)

1. 他の船舶との衝突を避けるための動作は、十分余裕のある時期に、ためらわずに行います。
2. 衝突を避けるために針路または速力の変更を行う場合は、その変更を他の船舶が容易に認めることができるように、出来るかぎり大幅に行うこと。
3. 広い水域では、新たに他の船舶に著しく近づくことにならず、適切な時期に大幅に行われる針路の変更のみの変更が、有効な動作となることがある。
4. 他の船舶との間に安全な距離を保って通過できるように動作すること。この場合には、その動作の効果を、他の船舶が通過して十分に遠ざかるまでに慎重に確かめること。
5. 周囲の状況を判断するため、または他の船舶との衝突を避けるために、必要な場合は減速または機関停止もしくは後進により停止すること。

■ (5) 狭い水道等における航法(予防法9条)

1. 船舶が、狭い水道(※)または航路筋など「狭い水道等」に沿って航行する場合は、安全な範囲において、狭い水道等の右側端に寄って航行しなければなりません。
2. 航行中の船舶は、狭い水道等において、帆船や漁ろうに従事している船舶の進路を避けなくてはなりません。ただし、帆船や漁ろうに従事している船舶でも、狭い水道等の水深の深いところでなければ、安全に航行することができない船舶の通行を妨げてはいけません。
3. 追越し船は、狭い水道等において、追い越される船舶が自船を安全に通過させるための動作をとらなければ追い越すことができない場合は、汽笛信号を行うことにより追い越しの意図を示さなければなりません。
4. この場合には、追い越される船舶がその意図に同意したときは、汽笛信号を行い、その追い越し船を安全に通過させるための動作を取らなければなりません。
5. 船舶は狭い水道等の内側でなければ安全に航行することができない他の船舶の通行を妨げることになる場合は、狭い水道等を横切ってははいけません。
6. 長さ20メートル未満の動力船は、狭い水道等の水深の深いところでなければ安全に航行することができない船舶の通行を妨げてはいけません。
7. 船舶は、狭い水道等において他の船舶を見ることができない湾曲部等に接近する場合は十分注意して航行しなくてはなりません。このとき、汽笛信号の長音1回を吹鳴し、この信号を聞いた他の船舶は汽笛信号の長音1回で応答しなくてはなりません。
8. 船舶は狭い水道において、やむを得ない場合を除いては錨泊してはいけません。

※ 狭い水道とは、陸岸により2～3海里以下の幅に狭められた水道(海峡)のことを意味します。



確認
しよう

「訓練1 気象・水象、運航水域における危険箇所」で、狭い水道等にあたる箇所がないか、確認しよう。

■ (6) 行会い船(予防法14条)

「行会い」とは、真向い、または、ほとんど真向いに行き会うことを言います。
2隻の動力船(モーターボートなどエンジンを用いて推進する船舶)が行会い状態で衝突のおそれがあるときは、互いに他の船舶の左舷側を通過することができるよう、それぞれ進路を右に転じなければなりません。

夜間では、他の動力船のマスト灯2個を垂直線上、もしくは、ほとんど垂直船上に見るとき、または両側の舷灯を見るとき、昼間では、他の動力船を、これに想定する状態に見るときは、行会いの状況にあると判断しなければなりません。

また、接近してくる他の船舶が真向いから来るのかが確かめられない場合は、真向いから来ると判断します。

■ (7) 追越し船(予防法13条)

「追越し」とは、船舶の種類には関係なく、船舶の正横後ろ22度30分よりも後方の位置から、その船舶を追い越す船舶のことをいいます。

夜間の場合は、船尾灯のみが見えて、いずれの舷灯も見えない位置になります。

追越し船は、追い越される船舶を確実に追い越し、その船舶から十分に遠ざかるまで、その船舶の進路を避けなければなりません。

自船が追越し船であるかどうか確かめられない場合は、追越し船であると判断しなければなりません。

■ (8) 横切り船(予防法15条)

2隻の動力船が互いの進路を横切る状態にある場合を「横切り船」と言います。この2隻が衝突するおそれがあるときは、他の動力船を右舷側に見る動力船は、変針、減速、停止または後進により、他の動力船の進路を避けなければなりません。
この場合、他の動力船の進路を避けなければならない動力船は、やむを得ない場合を除き、他の動力船の船首方向を横切ってはなりません。

■ (9) 避航船と保持船(予防法16条、17条)

避航船

相手船の進路を避けなければならない船舶を「避航船」といいます。
避航船が避航動作をするときは、相手船から十分に遠ざかるため、出来る限り早い時期に、かつ、大幅に変針、減速、停止などの動作を取らなければなりません。

保持船

避航船によって避航してもらう側の船舶を「保持船」と言います。

保持船は、次の動作を取らなくてははいけません。

1. 進路、速力を保持して航行しなくてははいけません。
2. 避航船が衝突を避けるための適切な動作をとっているか疑わしい場合には、短音5回以上の汽笛信号を発し、避航船に警告します。
3. 避航船が衝突を避けるための適切な動作を取っていないことが明らかな場合は、保持船は衝突を避けるための動作をとることができます。ただし、横切り関係にある保持船は、やむを得ない場合を除いて、左に転じて避航してはいけません。
4. 避航船が間近に接近し、避航船の動作のみでは衝突を回避できない場合、保持船は衝突を避けるための「最善の協力動作」を取らなくてははいけません。

■ (10) 各種船舶間の航法(予防法18条)

船の種類や操縦性能の違いにより、他の船舶の進路を避けなければならない船舶が定められています。操縦性能の良い船が悪い船を避けることが原則になっています。ただし、この航法は追越し関係にある船には適用されません。

動力船が避けなければならない船舶

(1) 運転不自由船

機関や舵の故障、走錨、その他の異常な事態が生じたため、他船の進路を避けることができない船舶

(2) 操縦性能制限船

浚渫、海底電線の敷設等の作業中で、他船の進路を避けることができない船舶

(3) 漁ろうに従事している船舶

船の操縦性能を制限する網、縄などの漁具を用いて漁をしている漁船です。ただし、一本釣りの漁船、漁場に向かう移動中の漁船には該当しません。

(4) 帆船

セール(帆)のみを使って走っている船舶です。

ただし、帆とエンジンの両方を使って走っている帆船は「動力船」になります。

帆船が避けなければならない船舶

(1) 運転不自由船

(2) 操縦性能制限船

(3) 漁ろうに従事している船舶

漁ろうに従事している船舶ができる限り避けなければならない船舶

(1) 運転不自由船

(2) 操縦性能制限船

喫水制限船に対する規定

運転不自由船、操縦性能制限船以外の船舶は、やむを得ない場合を除いて、喫水制限船(喫水が深いため、それ以上の水深がある進路しか走れない船舶)の安全な通行を妨げてはいけません。

また、喫水制限船は、その特殊な状態を考慮し、十分に注意して航行しなければなりません。



ポイント

運航水域で各種船舶間の航法が適用される場面を整理しよう。

「訓練1 気象、水象及び航行する水域における危険箇所」で確認した他の水域利用者を想定し、事業用船舶が避航船となる場面を整理しましょう。

■ (11) 視界制限状態における船舶の航法(予防法19条)

船舶が視界制限状態にある水域またはその付近を航行するときは、視界制限状態であることを十分に考慮し、見張りを厳重に行い、衝突を避けるように安全な速力で航行するとともに、次のことに注意しなければなりません。

1. 動力船は、視界制限状態においては、機関をただちに操作することが出来るようにしておくなければなりません。
2. レーダーのみで他船を探知し、他船と著しく接近することまたは衝突を避けるための動作を取る際は、やむを得ない場合を除き、他船が自船の正横より前方にいるときは針路を左に転じてはならず、正横または正横より後方にいるときはその方向へ進路を転じてはなりません。
3. 音響信号が自船の正横より前方から聞こえてきた場合は、舵が効く最小限度の速力に減速し、また、必要に応じて停止しなければなりません。この場合、衝突の危険がなくなるまで十分注意して航行しなければなりません。

⑤ 灯火及び形象物

衝突を防ぐには、早く他の船舶を発見し、その船舶の種類や状態、進んでいる方向を知り、自船との位置関係などを判断する必要があります。
その判断を助けるのが灯火、形象物、信号などです。



確認
しよう

事業用船舶に設備されている灯火及び形象物を確認しましょう。



◀ 航海灯の確認

事業用船舶に設置されている航海灯(灯火)や形象物を確認しましょう。

■ (1) 法定灯火

船舶は、法律の定める「法定灯火」を日没から日出までの間、表示しなければなりません。
またこの間は、次の灯火を表示してはなりません。

- (1) 法定灯火と誤認される灯火
- (2) 法定灯火の視認または特性の識別を妨げる灯火
- (3) 見張りを妨げる灯火

■ (2) 視界制限状態における灯火

視界制限状態においては、日出から日没までの間であっても「法定灯火」を表示しなければなりません。
またその他必要と認められる場合は、これを表示することができます。

■ (3) 形象物

船舶は、昼間は、船舶の種類等に応じて、形象物を表示しなければなりません。
形象物には5種類があり、色は全て黒色です。

⑥ 音響信号及び発光信号

船舶は音響信号設備として「汽笛」及び「号鐘」を備えなくてはなりません。
ただし、20メートル未満の船舶は号鐘を備えなくてもかまいませんが、これらを備えない場合は、有効な音響による信号を行うことのできる他の手段を講じておかねばなりません。

■ (1) 汽笛

海上衝突予防法において「汽笛」とは、短音、長音を発することが出来る装置を言います。
短音：約1秒間計測する吹鳴をいいます。
長音：4秒以上6秒以下の時間継続する吹鳴をいいます。

■ (2) 操船信号

航行中の動力船は、互いに他の船の視野の内にある場合は、海上衝突予防法に基づいて進路を転じたり、機関を後進にかけているときは、それぞれ次の汽笛信号を行わなければなりません。

- (1) 進路を右に転じているとき短音1回(※閃光1回)
- (2) 進路を左に転じているとき短音2回(※閃光2回)
- (3) 機関を後進にかけているとき短音3回(※閃光3回)

■ (3) 狭い水道等での信号

(1) 追い越し信号

狭い水道等で他の船舶を追い越す場合に、他の船舶が進路をあけてくれなくては安全に追い越せないときは、汽笛信号を行って同意を得てから追い越さなくてはなりません。

(2) 警告信号

船舶が互いに相手船が視認できる状況のなかで接近する場合に、相手船の意図や動作が理解できないとき、他の船舶が衝突を避けるために十分な動作をとっているかどうか疑いがあるときは、ただちに急速に短音を5回以上鳴らす警告信号を行わなければなりません。

(3) 湾曲部信号

障害物があるため、他の船舶を見ることができない狭い水道等の湾曲部に接近する場合には、長音1回の汽笛信号を行わなければなりません。
また、湾曲部の付近または障害物の背後においてその汽笛信号を聞いたときは、長音1回の汽笛信号を行うことにより、これに応答しなければなりません。

「訓練8 発航前検査」にて、航海灯、汽笛を確認する訓練があります。

▶▶ 必要な航海灯の点灯方法、汽笛の鳴らし方については、訓練8の時に実施しても良いでしょう。

■ (4) 視界制限状態における音響信号

船が視界制限状態にあるときは、他の船舶に自船の存在を知らせるため、次の音響信号(霧中信号)を行います。

ただし、長さ20メートル未満の小型船舶は、「2分を超えない間隔の有効な音響信号」を行わなくてはなりません。有効な音響信号とは、汽笛、霧中信号器を使う他、ドラム缶、バケツなどを連打することによって行う信号です。

1. 航行中の動力船において、対水速力を有する場合は、2分を超えない間隔で長音1回の汽笛信号、対水速力を有しない場合は、2分を超えない間隔で長音2回を鳴らす汽笛信号
2. 航行中の船舶(帆船、漁ろうに従事している船舶、運転不自由船及び操縦性能制限船)は2分を超えない間隔で長音1回に引き続く短音2回の汽笛信号
3. 錨泊中の船舶(長さ100メートル未満)は、1分を超えない間隔で休息に約5秒の号鐘
4. 乗り上げている船舶(長さ100メートル未満)は、1分を超えない間隔で休息に約5秒の号鐘、その直前及び直後に号鐘をそれぞれ3回明確に点打
5. 号鐘の備付義務のない長さ12メートル未満の船舶は、2分を超えない間隔で有効な音響による信号

■ (5) 注意喚起信号

船舶は、他の船舶に注意を喚起するために必要がある場合は、汽笛を鳴らし続けるなど、他の信号と誤認されることのない信号を行うことができます。

■ (6) 遭難信号

船舶が遭難して救助を求める場合は、遭難信号を行わなければなりません。

救助の目的以外でこれらの信号を行ってはならず、また、これと誤認されるおそれのある信号を行ってはなりません。

主な遭難信号は下記の通りです。

1. 霧中信号器(汽笛など)による連続音響による信号
2. 短時間の間隔で発射され、赤色の星火を発するロケット等(火せん)による信号
3. 国際信号書に定めるN旗およびC旗を掲げることによって示される遭難信号
4. 落下傘付きの赤色炎火ロケット(落下傘付き信号)または赤色の手持ち炎火(信号紅炎)による信号
5. オレンジ色の煙を発することによる信号(発煙浮信号)
6. 左右に伸ばした腕を繰り返しくっきり上下させることによる信号
7. 船舶の甲板上で容器に入れた油を燃やし、煙を出す信号
8. 無線電話による「メーデー」という語の信号
9. 非常用の位置指示無線標識(イパーブ)による信号



◀ 小型船舶用沿海セット

セットの内容は下記の通り。

- ・小型船舶用火せん
- ・自己発煙信号
- ・信号紅炎
- ・発煙浮信号

これらの設置場所、使用方法等については、「訓練6 避難経路からの離脱、救命設備」で訓練します。



記 録
し ょう

02-01 海上衝突予防法の訓練内容を記録しよう。

■ 海上衝突予防法を確認し、気が付いた点を記録しましょう。

例) 事業用船舶と照らし合わせて気が付いた点、など

これで訓練02-01は終了です。

02-02 港則法

① 港則法とは

港則法は、港内における船舶交通の安全と、港内の整頓を図るために定められている法律です。港則法が適用される水域では、海上衝突予防法のルールにより優先されますが、港則法に規定されていない事項については海上衝突予防法のルールに従わなければなりません。

港則法が適用される水域は、防波堤の内側だけでなく、原則として、海図などに記載されている港の境界(港域:ハーバーリミット)より内側です。防波堤の外側の水域まで含まれていることに注意しましょう。



調べよう 港則法を調べてみよう。

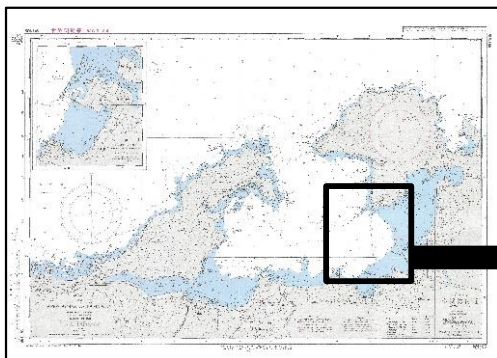
港則法はこちらから

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=323AC0000000174>



確認
しよう

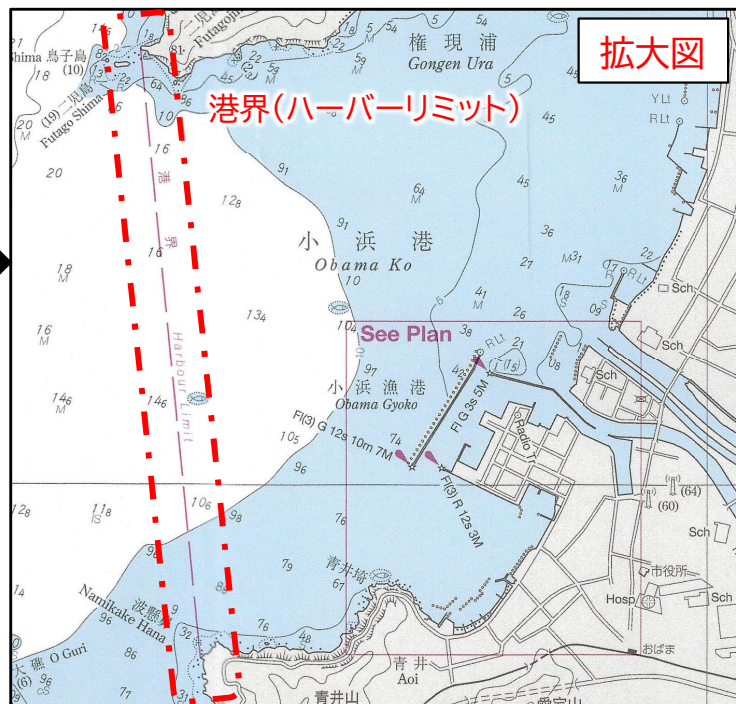
運航水域は、港則法適用範囲内か確認しましょう。



▲ 海図の例

日本版海図W1165小浜港付近を複製、加工しています。
(航海用に転用不可。)

右図の港界(ハーバーリミット)より東側は港則法適用範囲内となります。



② 港内の一般的な航法

■ (1) 防波堤入口付近の航法

機船が港の防波堤の入口または入口付近で他の汽船と出会うおそれのあるときは、入港する汽船は防波堤の外で、出航する汽船の進路を避けなければなりません。

「出船優先」と覚えましょう。

■ (2) 航路の航法

喫水の深い大型船が出入りできる港または外国船が常時出入りする港(特定港)には航路が定められています。

汽艇等以外の船舶は、特定港に出入りしたり、特定港を通過する時には、定められた航路を航行しなければなりません。

航路における航法は次のとおりです。

1. 航路外から航路内へ入り、または航路内から航路外へ出ようとしている船舶は、航路を航行する他の船舶の進路を避けなくてはなりません。
2. 航路内では並列して航行してはいけません。
3. 航路内で他の船舶と行き会う場合は、右側を航行しなくてはなりません。
4. 航路内では、他の船舶を追い越してはいけません。
5. 航路内では、海難を避けようとするとき、人命救助に従事するときなどを除いて投錨してはいけません。

■ (3) 港内の航法

1. 港内における速力

港内および港の境界付近では、船舶は他の船舶に危険を及ぼさない速力で航行しなければなりません。

引き波によって付近の停泊船や係留物、港内作業等に悪影響を及ぼさないようにするとともに、いつでもすぐに止まれるように十分減速しておかなければなりません。

帆船は、港内では帆を減じるか、引船を用いて航行しなければなりません。

2. 防波堤等の突端付近における航法

港内では防波堤、ふとう、その他の工作物の突端または停泊中の船舶を右舷に見て航行するときはできるだけこれに近寄り、左舷に見て航行するときは出来るだけこれから遠ざかって航行しなければなりません。

「右小回り、左大回り」と覚えます。

■ ③ 港内での義務

■ (1) 汽艇等の航法

1. 汽艇等は、港内では汽艇等以外の船舶の進路を避けなければなりません。特に大型船の通行を妨げてはいけません。
2. 汽艇等やいかだは、みだりに係船浮標や、他の船舶に係留してはいけません。また、他の船舶の通行の妨げとなる恐れのある場所に停泊、停留してはいけません。

■ (2) 水路の保全

港内または港の境界外1万メートル以内の水面において、みだりにバラスト、廃油、石炭がら、ごみその他これに類する廃物を捨ててはいけません。

■ (3) 灯火

航行中の長さ7メートル未満の帆船及び櫓櫓(ろかい)を用いて航行する船は、港内においては、日没から日出までの間は、白色の携帯電灯または点火した白灯を周囲から最も見えやすい場所に常時表示しなければなりません。

■ (4) 漁ろうの制限

船舶の交通の妨げとなるおそれのある港内の場所では、みだりに漁ろうをしてはいけません。

■ (5) 灯火、汽笛・サイレンの制限

船舶交通の妨げとなる強力な灯火をみだりに使用してはいけません。
また、港内においては、みだりに汽笛またはサイレンを吹き鳴らしてはいけません。

■ (6) 喫煙等の制限

港内では、油送船などの付近でむやみに喫煙したり、火気を取り扱ってはいけません。
大事故につながる場合もあるので注意しましょう。

■ (7) 工事や行事の許可

港内において工事や作業を行う場合、または特定港内においてヨットレースなどの行事を行う場合には、あらかじめ港長の許可を受けなければなりません。



記 録
し ょう

02-02 港則法の訓練内容を記録しよう。

■ 港則法を確認し、気が付いた点を記録しましょう。

例) 運航水域が港則法適用範囲であり、港内の一般的航法で気が付いた点、など

これで訓練02-02は終了です。

02-03 海上交通安全法

① 海上交通安全法とは

海上交通安全法は、船舶が輻輳する海域における船舶交通について、特別の交通方法を定めるとともに、その危険を防止するための規制を行うことにより、船舶交通の安全を図ることを目的とした法律です。

海上交通安全法に規定されている事項は、その適用海域では海上衝突予防法に優先して適用され、規定されていない事項については海上衝突予防法が適用されます。



調べよう 海上交通安全法を調べてみよう。

海上交通安全法はこちらから

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=347AC0000000115>



② 適用海域と航路

海上交通安全法が適用される海域は、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海です。

ただし、この海域内でも、港則法で規定されている区域や海上交通安全法の目的に沿わない区域は除外されています。

(1) 東京湾

1. 浦賀水道航路
2. 中ノ瀬航路

(2) 伊勢湾

1. 伊良湖水道航路

(3) 瀬戸内海

- | | |
|------------|------------|
| 1. 明石海峡航路 | 5. 備讃瀬戸北航路 |
| 2. 備讃瀬戸東航路 | 6. 備讃瀬戸南航路 |
| 3. 宇高東航路 | 7. 水島航路 |
| 4. 宇高西航路 | 8. 来島海峡航路 |



確認
しよう

運航水域は、海上交通安全法の適用範囲内か確認しましょう。

③ 航路における航法

■ (1) 避航

海上交通安全法により定められた航路では、次の船舶は、航路を航行している他の船舶と衝突のおそれがあるときは、その船舶の進路を避けなければなりません。

1. 航路外から航路内へ入ろうとしている船舶
2. 航路内から航路外へ出ようとしている船舶
3. 航路を横断しようとしている船舶
4. 航路に沿わないで航路を航行している船舶

■ (2) 航路航行義務

長さ50メートル以上の船舶は、海難を避けるため、あるいは人命や他の船舶を救助するためなど、やむを得ない場合を除き、航路を航行しなければなりません。

プレジャーボートを含む長さ50メートル未満の船舶は航路航行の義務はないので、安全上問題がなければ航路の外側を航行して大型船の航行を妨げないようにしましょう。

なお、航路内を航行するときは、航路に沿って定められた方向に航行しなければなりません。

■ (3) 航路内での速力の制限、追越しの禁止

浦賀水道航路、中ノ瀬航路、伊良湖水道航路、水島航路の全区間と備讃瀬戸東航路、備讃瀬戸北航路、備讃瀬戸南航路の定められた区間では、人命救助等やむを得ない場合を除き、12ノットを超える速力で航行してはいけません。

また来島海峡航路では、一部の区間で追越しが禁止されています。

■ (4) 錨泊の禁止

人命救助等やむを得ない場合をのぞき、航路で錨泊してはいけません。

■ (5) 航路の横断方法

航路を横断する場合は、左右をよく確認し、航路に対して出来るだけ直角に近い角度で、すみやかに横断しなくてはなりません。

ただし、航路に沿って航行している船舶がその航路と交差する他の航路を横断するときは、この規定は適用されません。

■ (6) 航路への出入り、横断の制限

航路のうち備讃瀬戸東航路の一部区間では航路の横断が、来島海峡航路の一部区間では航路への出入り、横断が禁止されています。

ただし、人命救助等、やむを得ない場合は、この限りではありません。

■ ④ 適用海域における船舶の灯火と標識

海上交通安全法が適用される海域では、次に示す船舶は、海上衝突予防法に定める灯火や形象物のほかに、それぞれ定められた灯火や標識を掲げなければなりません。

■ (1) 巨大船(長さ200メートル以上の船舶)

灯火:緑色で毎分180回以上200回以下の閃光を発する全周灯1個

標識:黒色円筒形形象物2個を垂直に掲げる

■ (2) 危険物積載船

灯火:紅色で毎分120回以上140回以下の閃光を発する全周灯1個

標識:第1代表旗、B旗を垂直に連掲

■ (3) 工事・作業船

灯火:緑色で全周灯2個を垂直に連掲

標識:白色のひし形の下に紅色の球形形象物2個を垂直に連掲

■ (4) 巨大船の進路警戒船

灯火:緑色で毎分120回以上140回以下の閃光を発する全周灯1個

標識:紅白の吹き流し1個

■ (5) 緊急用務船舶

海難救助、消防、船舶の交通規制、障害物の除去、犯罪捜査などの緊急の用務を行う船舶

灯火:紅色で毎分180回以上200回以下の閃光を発する全周灯1個

標識:紅色円すい形形象物1個を頂点と上にして表示



記 録
し ょう

02-03 海上交通安全法の訓練内容を記録しよう。

■ 海上交通安全法を確認し、気が付いた点を記録しましょう。

例) 運航水域が海上交通安全法の適用範囲であり、航行時の形象物が遵守されているか確認したい、など

これで訓練02-03は終了です。

02-04 河川法及び地方自治体での関係条例等

河川や湖沼や運河などの内水面では、一般海域における船舶に関する交通ルールは適用されず、国や地方自治体が個別のルールを設けて船舶交通の安全を図っています。

これらの交通ルールは、ほとんどの場合、一般海域における交通ルールに沿った航行をするように定められています。

したがって、河川や湖沼を航行する場合には、そこに適用される交通ルールをよく調べ、ルール等がない場合には一般海域のルールに準じた航行をこころがける必要があります。

① 河川法とは



調べよう 河川法を調べてみよう。

河川法はこちらから

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=339AC0000000167>



■ (1) 通行の指針

河川法に基づき、国が河川の通行方法の指針を示し、これに基づいて河川管理者(国土交通省や地方自治体)が航行ルールを指定しています。

■ (2) 河川の通行標識

河川における円滑な通行を確保するため、標識が定められています。
標識が設置されているところでは、これに従って航行しなければなりません。

② 地方自治体での関係条例等を理解する

■ (1) 水上安全条例

内水面における水上交通の安全や遊泳者の保護等を目的とした水上安全条例が全国の地方自治体に制定されています。
これらの条例は、各都道府県警察の管轄であり、違反者には罰金などの罰則規定があります。
また、水上安全条例は、海上衝突予防法における航法だけではなく、港則法の適用や、その水域の特性を考慮した航法など、総合的な交通ルールになっている場合は多く、法令による交通ルールに加えて、特定の漁業者や、海水浴者の安全を確保することを目的をしている条例もあります。

■ (2) 河川管理条例

河川法の適用されない普通河川において、県や市区町村が条例を制定し、船舶の航行を制限する場合があります。

■ (3) 自主的なルール

法律や地方条例とは別に、特定の水域を利用する人々が地域協議会を立ち上げ、自主的にルールを作るケースもあります。



ポイント

地域協議会を立ち上げる理由は何ですか？

▶▶▶ 1事業者だけでは難しい調整や安全対策を実施するためです。

地域協議会を立ち上げる理由は何でしょうか？

それは、その運航水域における具体的な安全対策の検討を行うとともに、航行安全に関わる問題点や課題について、1事業者だけでは難しい協議・調整を行うためです。

具体的には、地域協議会を立ち上げることによって、以下が期待されます。

- 協議会に加盟する事業者同士で、運航水域におけるより具体的な安全対策の検討を行う
- 水難防止のために必要な協議・調整を行う
- 運航水域における工事関連情報の共有、航行安全情報の共有を行う
- 輻輳する水域の場合、各事業者における運航管理・調整等を行う
- 水難事故発生時における応急保安に関する緊急連絡、情報管理等を行う
- その他安全確保のための必要な業務の共同実施や必要な安全講習等を開催する

地域協議会が作る自主的なルールの例としては、下記の通りです。

<ルールの例>

- 河川等は狭隘部が続くため、引き波による影響を他船に及ぼしやすい。したがって、作業船を含む他船が係留しているエリアや交差点では、航行時の速力を〇〇ノット以下とし、不用意な引き波を立たせないようにする
- 地域の湖沼での漁業者と協議し、漁期には特定水域に立ち入らないように航行ルートを定める



確認
しよう

運航水域は、地域協議会など、他の水域利用者による自主的なルールがあるか確認しましょう。



記録
しよう

02-04 河川法及び地方自治体での関係条例等の訓練内容を記録しよう。

■ 気が付いた点を記録しましょう。

例) 運航水域の市区町村のHPにて、河川航行ルールを確認したい、など

これで訓練02-04は終了です。

02-05 船員法

① 船員法とは

孤立性、自己完結性、危険性等の海上労働の特殊性から、船員の労働保護及び海上交通の安全確保を目的に定められた法律です。



調べよう 船員法を調べてみよう。

船員法はこちらから
https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=322AC0000000100_20230701_505AC0000000024



② 船員法の適用船舶

船員法の対象となる船舶は、海上労働の特殊性を有するものとなります。
 以下の船舶は、海上労働の特殊性が乏しいことから、適用対象外となります。

- ・ 総トン数5トン未満の船舶（※）
- ・ 湖・川・港のみを航行する船舶（※）
- ・ 総トン数30トン未満の漁船（一部漁船は、30トン未満であっても適用あり）
- ・ スポーツ・レクリエーション用の小型船舶

※海上運送法第2条第2項に規定する人の運送をする船舶運航事業の用に供する「総トン数5トン未満の船舶」「湖、川又は港のみを航行する船舶（総トン数20トン未満）」は、船員法の規定のうち特定教育訓練の規定のみ適用。

③ 船長の権限と義務

陸上から孤立し、かつ、警察権が及びにくい船舶における航行の安全確保・船舶秩序の維持のため、船長には、**海員を指揮監督し、かつ、船内にある者に対して自己の職務を行うのに必要な命令**をすることができる等の権限を付与しています。
 同時に以下の義務又は遵守事項が課せられています。

- 発航前に、船舶の支障の有無・必要な準備を検査
- 船舶に危険のおそれがあるとき（船舶の出入港時・狭水路通過時等）は、甲板で自ら指揮
- やむを得ない場合を除いて、自己に代わつて船舶を指揮すべき者にその職務を委任した後でなければ、旅客等の乗込時から上陸時まで、**自己の指揮する船舶を去つてはならない**
- 危険急迫時は、人命・船舶・船荷の救助に必要な手段、船舶衝突時は、自己・相手船舶の救助に必要な手段等を実施
- 非常配置表を作成・掲示。乗組員・旅客に対して、非常時対応のための操練（防火操練・救命艇操練等）を実施
- 航海当直を実施するための措置の実施（適切な当直体制、十分な休養の確保、酒気を帯びていないこと等）、非常通路・救命設備等の定期点検・整備、**旅客に対する避難要領・救命胴衣の格納場所等の周知、乗組員に対する救命設備・消火設備等に関する船上教育・船上訓練の実施**や手引書の備置
- 書類（海員名簿・航海日誌等）を船内に備置 等



記 録
し ょう

02-05 船員法の訓練内容を記録しよう。

■ 気が付いた点を記録しましょう。

例) 船員法の適用範囲内であったか、船長の権限と義務を改めて確認したい、など

これで訓練02-05は終了です。

02-06 船舶職員及び小型船舶操縦者法

① 船舶職員及び小型船舶操縦者法とは

船舶職員及び小型船舶操縦者法では、大型船舶の船舶職員(船長、航海士、機関長等)として乗り組むのに必要な免許や、20トン未満の小型船舶の操縦に必要な免許制度などを規定しています。



調べよう

船舶職員及び小型船舶操縦者法を調べてみよう。

船舶職員及び小型船舶操縦者法はこちらから

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=326AC0000000149>



② 船舶職員及び小型船舶操縦者法における船長の遵守事項

1 酒酔い等操縦の禁止

2 自己操縦

次の場合は、操縦免許受有者が直接操縦しなければならない。

(1) 港則法に基づく港の区域内を航行するとき

(2) 海上交通安全法に基づく航路を航行するとき

(3) 特殊小型船舶(水上オートバイ)に乗船するとき

ただし、小型船舶操縦者(小型船舶の船長)が指揮監督する事業用小型船舶等は適用が除外される。

3 危険操縦の禁止

4 ライフジャケットの着用

5 発航前の検査

航行の安全を図るために、次の発航前の検査を実施すること。

(1) 燃料及び潤滑油の量の検査

(2) 船体、機関、救命設備その他の設備の検査

(3) 気象情報、水路情報その他の情報の収集

(4) (1)から(3)のほか、小型船舶の安全な航行に必要な準備が整っているかについての検査

6 適切な見張り

7 事故時の人命救助

※船員法適用の船長の場合、上記遵守事項は適用なし



記 録
し ょう

02-06 船舶職員及び小型船舶操縦者法の訓練内容を記録しよう。

■ 気が付いた点を記録しましょう。

例) 小型船舶操縦士の免許制度で確認したい点、船長の遵守事項、など

これで訓練02-06は終了です。